

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 3 月定例会)

- 1 開催日時 令和 6 年 3 月 21 日 (木) 午後 1 時 30 分 から 午後 3 時 45 分
- 2 開催場所 浪江町地域スポーツセンター 会議室
- 3 出席委員 (10 人) 欠席委員 (1 人)

会長	4 番	佐々木 茂夫	(欠)
会長職務代理者	1 番	原田 良一	(出)
委員	2 番	鈴木 敬二郎	(出)
	3 番	山本 幸一郎	(出)
	6 番	小澤 英之	(出)
	7 番	柴野 正男	(出)
	8 番	菅野 富美恵	(出)
	9 番	中野 弘寿	(出)
	10 番	紺野 宏	(出)
	11 番	神長倉 正満	(出)
	12 番	若月 芳則	(出)

- 4 出席農地利用最適化推進委員 (11 人)

浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	横山 良男
浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	関場 健治
幾世橋地区担当	安部 正之		
幾世橋地区担当	上田 順一		
請戸地区担当	脇坂 薫		
大堀地区担当	桑原 泉		
大堀地区担当	遠藤 定郎		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	2 件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	3 件
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	3 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権設定)	3 件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (賃借権設定)	3 件
議案第7号	令和 6 年度浪江町標準労働賃金協定表について	
議案第8号	浪江農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部変更について	

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	渡邊 啓一
事務局係長	半杭 めぐみ
事務局員	吉田 奈津子

議長 それでは、只今より 3 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 12 名で
ございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたと
おり 7 番、柴野委員および 11 番、神長倉委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移
転 1 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会
議規則第 18 条の規定により、○番、○○委員の退席を求めます。
暫時休議いたします。
(○○委員退席)
再開いたします。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転
1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

関場推進委員 はい、津島地区担当の関場です。
譲渡人の○○さんとは、3 月 12 日電話で確認いたしました。○○さんは現
在○○市で譲受人の○○さんと同居しています。
○○さんがご高齢で、今のうちに息子に譲りたいということでありました。
譲受人の○○さんとは、同じ日の 13 日に電話で確認いたしました。
現在○○市の会社に勤務してまして、○○の○○地区は今もなお帰還困
難区域となっておりますが、解除になった場合、妻と一緒に農業をやりたい
と思っていますとのことでした。
なんら問題は無いかと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いいたします
ます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えま
す。
ここで、○番○○委員の入室を認めます。
暫時休議します。
(○○委員入室)

再開いたします。

事務局 つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。
説明いたします。
(議案書 2-1 ページ 1 番読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員 はい、幾世橋地区担当の木村です。
まず、設定人の〇〇さんのほうには、3 月 16 日に電話にて確認いたしました。
〇〇さんは今〇〇市のほうに住んでおりまして、もう浪江には戻る予定はないということで。また高齢のために営農計画もなく、土地を有効利用していただきたいということでありました。
一方、被設定人の〇〇さんですね。こちらには 3 月 14 日に電話にて確認いたしました。こちらの方は、ハウスを建てまして、花卉栽培の拡大をするということでありまして、農業機械も充実しており、実績もあることから特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
設定人が多数おりますので、氏名とそれぞれの方の権利設定する面積のみ読み上げさせていただいて、土地の所在については省略させていただきます。
(議案書 2-1 ページ 2 番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当の横山です。
私は、設定人、〇〇さんから聞き取りを実施しました。〇〇さんに数度電話

をかけたんですけども、出てもらえませんでした。それで、仕事をしている〇〇さんに確認したところ、私の電話も出てくれないんですよねということでした。

次に〇〇は3月14日17時15分に確認の電話をしました。間違いないですということです。

次、〇〇さん。これは、13日の11時45分に電話しました。これも確認しました。間違いないそうです。

〇〇さん。13日の17時50分に電話をして確認しましたところ、間違いないですということです。

〇〇さん。14日の19時52分に電話をしました。これも間違いないということです。

〇〇さん。14日の18時15分。これは折り返しの電話で、〇〇さんも間違いないということです。

〇〇さん。〇〇さんも12日の17時47分に電話があり、確認しました。これ、折り返しの電話です。

〇〇さん。〇〇さんは、14日の12時35分に電話があり、これも間違いないということです。

次、〇〇さんと〇〇さんは兄弟で、全権を〇〇さんに預けてあるので、〇〇さんに確認してくださいということで、14日の12時23分に確認しました。間違いないということです。

〇〇さん。13日の11時35分に電話をしまして確認しましたところ、間違いないということです。

〇〇さん。〇〇さんはこの話がわからないということで、確認のしようがありませんでした。

〇〇さん。13日の18時05分に確認しました。間違いないということです。

〇〇さん。13日の18時00分に確認しました。これも間違いないということです。

〇〇さんと〇〇さんは、13日の17時40分に電話を入れ、確認しました。これも間違いないということです。

それと、この〇〇にある〇〇〇さんに電話しましたが、これまた出てもらえず、確認のしようがありませんでした。

また、2件ほど〇〇〇の方から間違いがあった旨、別人の地番が物件目録に記載され送られてきているんですけど、間違いがあったそうです。あと、会社の名称が〇〇〇が、2回くらいまた変わるそうです。

それを次の方に申し送りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

事務局

はい。今回件数が多いので、横山委員と事務局のほうで聞き取りを分けて行いました。

2-31 ページに申請者一覧があります。29番から44番までの方を横山委員に担当していただきました。1番から28番までの方については、事務局のほうで聞き取りを行っております。1番から4番までの方につきましては、3月15日に了承済みで間違いないですということで事務局で確認を得ています。

〇〇さんにつきましては、3月19日にお電話で間違いないということで確認を取っております。

〇〇さんから〇〇さんまで、3月15日にお電話通じまして、皆様の申請内容間違いないということで、1年延長するまでは了承しているというお話をいただきました。

〇〇さんは3月20日にお電話通じまして、荒らしておくよりはと思い、内容を了承しているというお話です。

〇〇さん、〇〇さんについては3月14日に電話連絡しまして、内容問題ありませんということでした。

〇〇さんについては3月20日に電話連絡しまして、問題ないですということで聞き取りしております。

〇〇さんから〇〇さんは、3月14日に聞き取りをして、内容了承した間違いないということでした。

〇〇さんは、3月20日に電話連絡しまして、継続して使ってもらえると助かるということで現状問題ないというお話をいただきました。

〇〇さんから〇〇さんまでは、3月14日に聞き取りを行い、申請内容に間違いないということで聞き取りを行っております。

また、〇〇さんという方が担当者なんですけれども、こちらも事務局では聞き取りを行いまして、地権者さんのご理解を得られたので、1年更新するということで話を伺っております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号2番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書2-1 ページ 3 番読み上げ)

追加資料の説明

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

関場推進委員

はい、津島地区担当の関場です。

設定人の〇〇さんとは3月13日、電話で確認いたしました。

〇〇さんは現在、娘さん家族と〇〇のほうに住んでいまして、〇〇の土地は今、〇〇の管理組合さんに管理をお願いしているところですが、それもあと2年で終わりなので、自分としては高齢で管理は無理なので、被設定人の株

式会社〇〇〇さんから話がありまして、お貸しすることにしたそうです。
被設定人の株式会社〇〇〇の担当者の〇〇さんとは、3月13日に電話で確認しました。

株式会社〇〇〇さんは、規模拡大を考えており、3年をめどにリンゴの試験栽培をして、結果が良ければ長く使用したいということでした。
草刈りとか、薬剤の散布はどうするんですかとお聞きしたところ、できればはじめの頃は〇〇の管理組合さんをお願いしたいということでした。

以上です。よろしく、ご審議の程お願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

(議案書2-1 ページ 4 番読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

関場推進委員

はい、津島地区担当の関場です。

設定人の〇〇さんとは3月12日に電話で確認いたしました。

〇〇さんは現在〇〇市に住んでおりまして、田んぼの管理はやはり先ほどと同じように、〇〇の管理組合さんをお願いしているところですが、2年後には終わるということで、自分は〇〇市から通っては難しいと悩んでいるところ、被設定人の株式会社〇〇〇さんのほうからお話があり、貸すことにいたしましたそうです。太陽光パネルだったらちょっと考えたけど、リンゴとか果樹の栽培だったらお貸しするということでした。

被設定の株式会社〇〇〇さんの担当の〇〇さんとは、先ほどと全く同じなんですけど、電話で確認しました。

〇〇〇さんは規模拡大を考えており、3年をめどに、リンゴの栽培を試験的に栽培して、結果が良ければ長く使用したいということで、草刈りや除草剤の散布はまた〇〇の管理組合さんのほうにできればお願いしたいということでした。

個人的な見解を申しますと、〇〇の場合は気候的にも、日照的にもリンゴのような果樹栽培が適しているのかなと思いました。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第2号4番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第2号4番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件使用貸借権設定1番、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件地上権設定1番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定1番について、関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは一括審議といたします。

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件使用貸借権設定1番、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件地上権設定1番及び議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件賃借権設定1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書3-1・4-1・6-1 ページ読み上げ)

本件は株式会社〇〇〇が関わる営農型発電設備の設置に係る申請です。2月の総会の現地調査が不調であったため継続審議となったものです。

申請地の位置については6-9 ページをご覧ください。〇〇線から〇〇〇に入る道路沿いにあり、農地の種類は農用地区域内農地です。

6-11 ページに土地利用計画図がありますが、パネルの下でヒサカキを栽培する計画となっております。

一般基準の資力についての確認は、すべての農地転用の案件について、残高証明書等を提出いただき事務局で問題ないことを確認しておりますので、説明を省略させていただきます。

(差し替え、追加資料の説明)

18日の現地調査時に指摘があった竹の根の対策については、19日に〇〇〇から事務局へ電話があり、19日に業者に現場を見てもらい見積りやスケジュールなど出してもらい、作付けに向けて段取りしていくという連絡でした。また、先月の総会の際に別の申請地で質問のありました加入する〇〇〇についてですが、〇〇〇へ相談しているということです。今後、〇〇〇のほうも検討していくということでした。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、6-24 ページから設備の保守に関する契約書、6-27 ページが確約書、6-28 ページからが調整状況報告書、6-31 ページが当該地での収支計画書となっております。

本案件は、議案 3 号 1 番及び 4 号 1 番は当委員会が許可権者となりますが、議案 6 号 1 番は福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して進達いたします。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員 はい、大堀地区担当の桑原です。
確認は先月この場で報告した通りです。
設定人の〇〇さんについては、2 月 22 日電話にて確認いたしました。
先方からの話もあり、今回の申請に至ったということで、内容は書類のとおりですということでした。
被設定人の確認、〇〇〇については、取締役の〇〇さんに 2 月 14 日電話にて確認いたしました。申請書のとおりです、よろしくお願いいたしますということでした。あと、被設定人の〇〇〇につきましても、2 月 14 日電話にて確認いたしました。代表取締役の〇〇さんの方が出られまして、すべて〇〇〇さんの方で取りまとめているということでお願いしていますということです。よろしくお願いいたしますということでした。
以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員 11 番神長倉です。
原田委員、それから推進委員の方々と見ました。
さっきの写真にある通り、かなり竹の根が全然掘り起こしてない。それから、葛の根っこ等もありました。このままにしておくと、とても畑にはなりません。そういうことを各推進委員さんのほうからかなり意見が言われたようですが、本当にあなた認定農業者なのかとまで言っていました。これを抜根してきちっとするのであれば、よろしいかなというふうに思ってます。
皆さんのご審議よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
はい、6 番。

小澤委員 今 11 番のほうから意見ありましたが、条件がクリアすればというふうな条件が付いたというようなことなので、その辺の判断を議決を取るときにどのような形で議決を取られるのか。議長のほうから説明をお願いできればと思って。

議長 はい。なかなか難しい問題で、私も現地確認しましたが、やはり現地については 2 月に行った時よりは見栄えはいいものの、かえって竹の根っこがいっぱい出てしまったという状況であります。
今の事務局から説明あった通り、4 月に入ってからいろいろ業者に頼んで

処理をするといった説明ですが、今ここで確認するわけにもいかず、4月にならないとそれはやったかやらないかはわからないというような判断になってしまうので、再度継続にするのか、それともその業者を信用して必ず処理するという確約であれば先ほど言った方法もあるのか、事務局の意見があればお願いします。

はい、桑原推進委員。

桑原推進委員

はい、大堀地区担当の桑原です。

今回の事案はもともと農地の4分の1ぐらいですかね、家の防風林として農地に木が植わっていた。で、農地なんですけど、現状山林みたいな形、山林がついてたというところが話題にのぼっています。そもそも木が立ってた。

先月行ったときには、木の角がゴロゴロゴロゴロゴロゴロあったんですよ。で、農地に戻したいんだと。地権者が、地主が農地に戻したいんだと。本来ならばそのまま現状認知してもらって、山林にしたほうがいいかなと個人的に思ってたんですけども、その地権者の方は農地に戻したかったんでしょ。

何が言いたいかっていうと、その現状の農地が荒れているのは地権者のほうの問題であって、これから受ける〇〇〇さんの問題じゃないんじゃないかなというところで、責任の所在が違うんじゃないかなというのがちょっと一言言いたかったわけです。以上です。

事務局

はい、事務局からでございます。

事務局の中でもですね、この件については少し議論させていただきました。やはり事務局も今桑原推進委員のおっしゃったことに少し似ておりまして、今の段階では完璧なほ場ではないけれども、借りた人が責任をもってほ場に仕上げていくってところがこれからなのかなと。

今後計画通りに植え付けられているっていうのは、毎年の報告にもありますし、3年後の更新の際にそこがしっかりやられてなければ、更新にまでは至らないのかなというところなので、そういうところをしっかりと伝えた上で、この計画通りにやるっていうことが前提の許可だからねっていうことなのかなっていうところは、事務局の中でお話させていただいたところです。これを踏まえて皆さんのご審議いただければと思います。

議長

はい、その他質疑ありませんか。

事務局

補足で。

本日承認をいただいた場合に県に進達しますが、県の一時転用の許可が出るのは今からですと、どうやっても4月末以降になります。本日この場が出るのは、3条の営農のほうの許可になります。

〇〇〇としては4月1日から5日までの間に業者を入れて、木の根っこを撤去して、営農のほうの許可が出れば予定通り4月に定植を行うということを行っているので、パネルを張ってからじゃないと、パネルの下はもしかしたら作付けは始められないかもしれないですが、少なくとも、4月中旬くらいまでには定植できるような環境になるという、今の時点でのお話をいただいておりますということを報告させていただきます。

この木の根っこの問題があることは、県に進達する前に意見書には記載させていただきたいと思います。

議長 暫時休議いたします。

議長 再開します。
それでは今の議案については継続にしてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
それでは、継続といたします。
つづきまして、議案第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番読み上げ)
申請地の位置について 5-9 ページをご覧ください。
都市計画用途地域内で第 3 種農地となりますので、立地基準は問題ありません
(差し替え資料の説明)
周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。
5-12 ページに顛末書がありまして、申請地は宅地として使用されておりまして、現状も砂利敷きで農地の要素は無かったという所でございます。
本案件は、3000 ㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい、浪江地区担当の川島です。
譲渡人の〇〇さんとは 3 月 14 日以降、今日まで電話何度かしたんですけど、ちょっと繋がりませんでした。
それから譲受人の〇〇さんとは 3 月 14 日に電話でお話をすることができました。〇〇さんによると、〇〇〇さんの関係で仕事が今あってですね、〇〇での仕事が多いということで駐車場というか、車両置き場を探していたそうです。地元の不動産会社〇〇〇ですかね、のほうから紹介いただき、今回の申請に至ったということでした。
以上です。よろしくお願いいたします。

議長 はい、事務局。

はい。申請人の〇〇さんと連絡が取れなかったということで、仲介業者の〇〇〇というところからですね、連絡がありました。
〇〇さんが〇〇市の診療所に通っている関係で、なかなか連絡がつかない状態だということだそうです。そちらの仲介業者さんによると、〇〇の余っているところは活用してほしいということで、今回の申請に至っているということを確認できました。
よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

鈴木委員 はい、2番鈴木です。
現地調査は3月18日。原田委員、神長倉委員、小澤委員、地元委員そして事務局と実施しました。
先ほどご覧いただいた顛末書にもあるとおりですね、どうやら国調が実施したんですが、なぜか地目が畑のままに残ってしまったような土地ということであります。で、震災後建物を取り壊してて、除染作業の中で全体を砂利引きとしたということで、どうやらそのまま砂利引きした土地としてそのまま駐車場として利用したいということでございます。
もともと宅地と同等なので、特に問題ないと判断しますが、審査よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第5号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第5号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件所有権移転2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書5-1 ページ 2 番読み上げ)
申請地の位置について5-20 ページをご覧ください。
都市計画用途地域内で第3種農地となりますので、立地基準は問題ありません。周辺への影響等、一般基準についても特段問題はないと考えられます。
本案件は、3000㎡以下の非線引き用途地域内農地の事案ですので当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員 はい、浪江地区担当の川島です。
譲渡人の〇〇さんと3月14日に電話で話をしました。
震災後父親から相続したということですが、御自身がここに農地があったことも知らなかったそうで、自分で活用することもないということで〇〇さんの方に探してもらうように依頼をしていたということでした。
それから、譲受人の〇〇さんとは3月14日に電話をしました。今回申請地の近くに事務所があるんですけども、資材置場、重機等手狭になってきたので、目の前の土地を管理している〇〇〇さんに相談したところ、今回の申請に至ったということでした。以上です。

- 議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 鈴木委員 はい、2番鈴木です。
同じく3月18日、先ほどのメンバーで現地調査を実施しました。有限会社〇〇〇さんの北側に隣接する農地でございまして、資材・重機置場に転用、移転したいという申請であります。
雨水のほうはですね、砂利引きをするということで、自然浸透またはですね、用水路の方が北側に流れておりまして、その用水路への排水も可能なのかなというふうなことも考えると、周辺に与える影響はないというふうに思われますので、特に問題は無いと思いますので、審議方よろしくお願い致します。
- 議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第5号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第5号2番に原案のとおり承認を与えます。
- つづきまして、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。(議案書7-1ページ読み上げ)
申請地の位置は7-3ページをご覧ください。中央の赤で塗りつぶされている所に3筆ございます。こちら、〇〇ため池の北側となっております。
農地の種類は農用地区域内農地となっております。
当初の許可の期間が3月21日まででしたが、一時転用の期間を7月末まで延長を求めるものです。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 藤田推進委員 苅宿・加倉担当の藤田です。
申請者である〇〇〇の担当〇〇さんに13日に電話で確認をいたしました。
今回の申請は、1月の大雨による工期延長となっておりますが、町との契約の関係から7月末となっております。担当の話ですと、4月中旬までには工事を完了し、耕起したのちに地権者さんのほうに返すということを想定しておりますという話でした。あと、地権者である〇〇さんには、17日に会う機会がありましたので、確認しましたところ、事業内容については承知し了解しているということでした。それから対象地の管理等を行っている〇〇組合に対しては、町から協議を行うということを聞いております。
以上の状況から特段問題無いと思いますので、ご審議よろしく願いいた

します。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

神長倉委員 はい、11 番神長倉です。
原田委員、鈴木委員、小澤委員それから藤田推進委員さんと現地調査いたしました。推進委員の話の通り 4 月中には工事が完了するということで、何ら問題はございません。
よろしくご審議をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 7 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 7 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 8 号利用状況調査による非農地判断についてですが、私が議事に関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、退席いたします。臨時の議長については、地方自治法第 107 条の規程を準用しまして、出席委員の中で、最も年長の者があたることいたしますので、神長倉委員をお願いいたします。
暫時休議いたします。
(原田委員退席)

臨時議長 再開いたします。
(神長倉委員) それでは、議長が不在ですので仮議長が決定するまで暫時、臨時の議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
では、仮議長の選出を行いますが、選出方法についてご意見ありませんか。
(臨時議長一任の声)
それでは、私の方から、出席されている方の中で議席番号の一番若い方を仮議長とすることを提案させていただきますが、いかがでしょうか。
(異議なしの声)
異議がありませんでしたので、2 番、鈴木敬二郎委員を仮議長といたします。
私はこれを持ちまして臨時議長の職務を解かせていただきます。ありがとうございました。
暫時休議します。
(暫時休議)

仮議長 再開いたします。
(鈴木委員) この度、仮議長に選出されましたので、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議を続けます。
議案第 8 号 利用状況調査による非農地判断について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 8-1 ページ読み上げ)
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

仮議長
(鈴木委員) 事務局の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 8 号に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 8 号に原案のとおり承認を与えます。
ここで原田委員の入室を認めます。
私はこれをもちまして仮議長の職務を解かせていただきます。ありがとうございます。
暫時休議いたします。
(原田委員入室)

議長
(原田委員) 再開いたします。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

それでは、3 月定例会を散会といたします。お疲れ様でした。

令和 6 年 3 月 21 日
開始時刻 午後 1 時 30 分
終了時刻 午後 3 時 35 分

議 長 _____

7 番 _____

11 番 _____